

深谷市告示第 7 3 号

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

- 1 深谷市の区域のうち、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 条第 1 項に規定する都市計画区域で次に掲げる区域
 - （ 1 ） 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く区域
 - （ 2 ） 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域のうち、（ 1 ）に掲げる区域との境界線（熊谷市との境界線を除く。）から内部への水平距離が 1 0 0 メートルまでの区域
- 2 深谷市の区域のうち、都市計画区域外の区域